2　締約国は、前条(n)(i)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し、国境を越える資本の移動が当該サービス自体の重要な部分である場合には、当該資本の移動を認める。締約国は、前条(n)(iii)に規定する提供の態様によるサービスの提供に関し、自国の区域への関連する資本の移動を認める。

第九・四条　内国民待遇

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、自国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれかの締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　この条の規定に係る他方の締約国の措置であって両締約国間の二重課税の回避のための国際協定の適用の対象となるものについては、第十九章（紛争解決）に定める紛争解決手続を適用しない。

第九・五条　最恵国待遇

一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第三国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第九・六条　現地における拠点

いずれの一方の締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、サービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

注釈　この条の規定は、第九・二条(n)(iii)に規定するサービスの提供に関する措置については、適用しない。

第九・七条　適合しない措置

1　第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はオーストラリアの州若しくは準州

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県又は州若しくは準州以外の締約国の地方政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第九・三条、第九・四条1、第九・五条及び前条の規定は、附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正若しくは当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は実施後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の要請があった場合には、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関し、速やかに情報を提供し、及び質問に応ずること。

(b)　可能な範囲内で、自国が実施しようとし、又は実施した改正、修正又は措置に関する他方の締約国による意見提出のための合理的な機会を与えること。

(c)　最大限に可能な範囲内で、他方の締約国に対し、そのような改正、修正又は措置であって、この協定に基づく当該他方の締約国の利益に実質的に影響を及ぼし得るものについて通報すること。

4　各締約国は、適当な場合には、附属書六（第九・七条1及び第十四・十条1の規定に関する適合しない措置）及び附属書七（第九・七条2及び第十四・十条2の規定に関する適合しない措置）の自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

第九・八条　国内規制

1　各締約国は、一般に適用される全ての措置であってサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な態様で実施されることを確保する。

2　各締約国は、サービスの貿易に影響を及ぼす行政上の決定について、当該影響を受けたサービス提供者の要請に応じて、速やかに当該決定を審査し、及び正当とされる場合に当該決定に適当な救済を与える司法裁判所、仲裁裁判所若しくは行政裁判所又は司法上の、仲裁による若しくは行政上の手続を維持し、又は実行可能な限り速やかに設定する。締約国は、当該手続が当該決定について責任を有する当局から独立したものでない場合には、当該手続において実際に客観的かつ公平な審査が行われることを確保する。

3　2の規定は、締約国に対し、その憲法上の構造又は法制の性質に反するような裁判所又は手続の設定を要求するものと解してはならない。

4　一方の締約国は、サービス提供者に対する許可、免許若しくは資格又は他方の締約国の技術上の基準に関連して当該一方の締約国が採用し、又は維持する措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a)　客観的なかつ透明性のある基準（例えば、サービスを提供する能力）に基づくこと。

(b)　サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c)　サービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

5　両締約国は、サービス貿易一般協定第六条4の規定に関する交渉の結果が効力を生ずる場合において、両締約国が適当と認めるときは、当該交渉の結果をこの協定に組み入れるため、当該交渉の結果について共同で検討を行う。

6　一方の締約国が免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連する措置を維持する場合には、当該一方の締約国は、次のことを行う。

(a)　実行可能な場合には、次のものを公に利用可能なものとすること。

(i)　免許又は職業上の資格を取得し、更新し、又は維持するための要件及び手続に関する情報

(ii)　技術上の基準に関する情報

(b)　サービスの提供のために何らかの形態の許可が必要な場合には、次のことを行うことを確保すること。

(i)　自国の法令に基づき不備がないと認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請について検討し、該当する許可を与えるか否かについて決定し、その決定を申請者に通知すること。

(ii)　申請者の要請に応じ、(i)に規定する申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

(iii)　不備のある申請が提出された場合において、実行可能なときは、申請者の要請に応じ、当該申請を完全なものとするために必要な全ての追加の情報を特定すること。